

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原議永年保存					
共	00	00	10	31	5年

宮本教第193号
令和3年3月11日
宮城県警察本部長

安全運転管理要綱の一部改正について（通達）

本県警察職員（以下「職員」という。）による交通事故を防止するため、「安全運転管理要綱の一部改正について（通達）」（平成27年3月9日付け宮本監第286号ほか）に基づき、安全運転管理の徹底を図ってきたところであるが、この度、別添のとおり安全運転管理要綱を改正したので遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 安全運転管理者の責務を明確化した。（第4－2関係）
- (2) 安全運転管理者等の選任の義務付けがない所属幹部の責務を明確化した。（第4－3関係）
- (3) 緊急自動車の運転資格要件に係る車両に関する規定の見直しをした。（第5－2関係）
- (4) 教育訓練の必要事項は別に定めることとした。（第6関係）
- (5) 運転技能検定の必要事項は別に定めることとした。（第7関係）

2 施行期日

令和3年4月1日

別添

安全運転管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、本県警察職員（以下「職員」という。）による交通事故の防止に向け、適正な管理及び指導教養を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 安全運転管理者

道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定により、所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長、警察学校長並びに警察署長をいう。以下同じ。）が選任した者をいう。

2 副安全運転管理者

道路交通法第74条の3第4項の規定により、安全運転管理者の業務を補助させるため、所属長が選任した者をいう。

3 運転資格者

「宮城県警察職員運転技能検定実施要領の改正について（通達）」（令和3年3月11日付け宮本教第192号。以下「要領」という。）に基づき総合判定がA級又はB級の運転技能検定を取得した者をいう。

4 部下職員

上位の階級にある幹部に指導監督される立場にある職員をいう。

5 幹部

巡査部長以上の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員で、部下職員を指導監督する立場にある者をいう。

6 警察車両

警察が管理する車両をいう。

7 私有車両

私的に保有する車両をいう。

8 車両

警察車両及び私有車両をいう。

第3 安全運転管理者等の選任

所属長は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の8第1項に規定する台数の警察車両を所属が保有する場合にあつては安全運転管理者を、道路交通法施行規則第9条の8第2項に規定する台数の警察車両を所属が保有する場合にあつては副安全運転管理者を、当該所属の職員（以下「所属職員」という。）の中から選任しなければならない。

第4 幹部等の責務

1 所属長の責務

所属長は、警察車両の適正かつ効率的な管理運用を図るとともに、所属職員に

対して安全運転を励行させるよう努めなければならない。

2 安全運転管理者の責務

安全運転管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 道路交通法施行規則第9条の10に規定する業務
- (2) 警察車両の点検整備及び私有車両の点検整備の指導
- (3) 警察車両の使用管理

3 幹部の責務

幹部は、安全運転管理者の業務が適正かつ円滑に推進できるように協力するとともに、警察車両の管理運用及び部下職員の実態を把握し、適切な指導を行うよう努めなければならない。

なお、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任の義務付けがない所属の幹部は、前記2の業務を併せて励行するよう努めなければならない。

4 当直等責任者の責務

当直勤務時間及び宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日において安全運転管理者等が不在となるときは、警察本部にあつては宮城県警察の当直に関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第14号）第4条第1項の表に規定する当直の種別ごとに置かれる責任者が、警察署にあつては、宮城県警察の当直に関する訓令第22条第1項の当直主任がその業務を代行し、警察車両の適正かつ効率的な管理運用を図るとともに、所属職員に対して安全運転を励行させるよう努めなければならない。

5 職員の責務

職員は、車両を運転するときは、職員としての自覚を持ち、交通関係法令を遵守するとともに、冷静沈着に行動して安全運転を励行し、交通事故の防止に努めなければならない。

第5 警察車両の運転

1 運転資格

警察車両の運転は、運転資格者でなければ運転することができない。

2 緊急自動車の運転資格

緊急自動車は、道路交通法に定められた資格要件のほか、要領に規定する次の要件を具備する者でなければ運転することができない。

(1) 大型緊急自動車

大型自動車技能検定の総合判定がA級であること。

(2) 中型緊急自動車

大型自動車技能検定又は中型自動車技能検定の総合判定がA級であること。

(3) 準中型緊急自動車

大型自動車技能検定、中型自動車技能検定又は準中型自動車技能検定の総合判定がA級であること。

(4) 普通緊急自動車

大型自動車技能検定、中型自動車技能検定、準中型自動車検定又は普通自動車技能検定の総合判定がA級であること。

(5) 自動二輪緊急自動車

自動二輪車技能検定の総合判定がA級であること。

(6) 交通取締用自動二輪車

白バイ技能検定の総合判定がA級であること。

3 運行の指示

警察車両の運転を下命しようとする者は、運行の目的、緊急度、運行距離、道路交通の状況等を勘案し、運転者に対して具体的な指示を与えなければならない。

4 同乗者の協力

警察車両に同乗する職員は、当該警察車両の運転中、運転者の安全確認を補助するなど安全運転に協力しなければならない。

5 緊急自動車運転上の留意事項

緊急自動車を運転する場合は、次に掲げる事項に留意して、安全運転及び事故防止に努めなければならない。

(1) 緊急自動車としての要件であるサイレンの吹鳴及び赤色警光灯の点灯を確実にを行うこと。

(2) 優先通行意識を排除するとともに、冷静沈着を保ち、無理な運転を避けること。

(3) 交差点の通過に当たっては、安全を確保できる速度に減速し、信号機の信号が黄色又は黄色の点滅の場合は徐行し、赤色又は赤色点滅の場合は一時停止又は徐行の上、安全を十分に確認しながら進行すること。

(4) 見通しの悪い交差点においては一時停止をし、見通しの悪い曲がり角においては徐行し、安全を確認して進行すること。

(5) 緊急自動車の運転者は、走行中に運転の妨げとなるような無線機等の操作は行わず運転に専念すること。

(6) 緊急自動車の同乗者は、安全に走行できるよう最善の努力をすること。

第6 教育訓練

安全運転技能向上のための教育訓練に関し必要な事項は、要領で定める。

第7 運転技能検定

運転技能検定の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

第8 私有車両の管理等

1 自動車運転免許及び私有車両の把握

所属長は、所属職員の自動車運転免許の取得状況及び私有車両の保有状況を常に把握するものとする。

2 私有車両の保有等に関する報告

(1) 職員は、私有車両を保有しようとするときは、あらかじめ幹部に対し私有車

両の保有に関する計画を報告しなければならない。

- (2) 職員は、私有車両を保有したとき、若しくは登録番号の変更等をしたとき、又は私有車両を保有しなくなったときは、速やかにその旨を幹部に報告しなければならない。

3 私有車両保有時の指導

幹部は、部下職員が私有車両を保有しようとするときは、購入や支払方法の適否、交通事故防止、関係法令の遵守等に関し、必要な指導教養を行うものとする。

4 私有車両保有時の遵守事項

職員は、私有車両を保有しようとするときは、次のことを遵守すること。

- (1) 購入に当たっては、代金の支払が過重にならないようにすること。
- (2) 交通事故発生時に責任ある対応ができるよう、対人にあっては無制限、対物にあっては1,000万円以上の任意保険に加入すること。
- (3) 保有している私有車両の法定点検及び自主点検を励行し、点検整備の欠陥に起因する事故の防止に努めること。
- (4) 人事異動等に伴い私有車両の保管場所を変更したときは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の関係法令に基づき、所要の手続を行うこと。

第9 私有車両の運転

1 私有車両による旅行

職員は、所属長の承認を必要とする私事旅行のうち、私有車両を使用する場合は、別に定める旅行届に旅行期間、旅行先（連絡先）、当該車両番号等を記入し、所属長に届け出るものとする。

2 他人の私有車両借用時の留意事項

職員は、他人の私有車両を使用して運転する場合は、事前に任意保険の内容を確認するとともに、十分な車両点検を行った上、安全な運行に努めなければならない。

第10 運転に注意を要する職員に対する指導

幹部は、酒癖に問題のある職員及び重大な交通事故又は重大な交通違反の経歴を有するなど車両の運転に注意を要する職員を把握した場合は、当該職員に対し、適時安全運転に関する個々具体的な指導教養を行うものとする。